

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品 名 又は 件 名	航空祭における保安 検査及び交通誘導役 務	松基LPS-X00913	
		承 認	令和5年 6月 9日
		作 成	令和5年 5月 8日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	4空団基地業務群管理隊

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地航空祭（以下「航空祭」という。）における保安検査及び交通誘導役務（以下「誘導役務」という。）について適用する。

1. 2 用語の定義

a) 検査官

契約担当官が、誘導役務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。

b) 監督官

契約担当官が、誘導役務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。

1. 3 引用法令等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

分類番号：E-10-125

作成年度：2023年度

保存期間：5年

枚 数：11枚

保存期間満了時期：2029. 3. 31

開示判断：開示

件 名	航空祭における保安検査及び交通誘導役務
-----	---------------------

a) 警備業法（昭和47年法律第117号）

b) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条）

2 役務に関する要求

2. 1 委託業務の概要

a) 目的

1) 航空祭に伴う来場者に対し、基地内において保安検査及び交通誘導を行い、来場者と基地の安全を確保する。

2) 基地周辺において交通誘導を行い、交通渋滞の緩和及び事故を防止する。

b) 履行日及び時間（基準）

1) 基地内警備責任者、保安検査及び基地内交通誘導については令和5年8月27日（日）0700～1700（休憩時間も含めた時間）

2) 基地外警備責任者及び基地外交通誘導については令和5年8月27日（日）0600～1700（休憩時間も含めた時間）

c) 休憩時間

労働基準法第34条に基づき、適切に休憩するものとする。

d) 履行場所

1) 航空自衛隊松島基地及び基地周辺

2) 矢本IC及び石巻港IC周辺

e) 人員の配置等

1) 基地内警備責任者（雑踏警備業務検定2級以上の資格保有者）を1名及び基地外警備責任者（交通誘導警備業務検定2級以上の資格保有者）1名を警備隊本部（別図第1のとおり。）に配置するものとする。

2) 保安検査要員として官側が示す基地内（別図第1、5、6、7のとおり。）の3か所に70名を配置する。

3) 基地内交通誘導要員として官側が示す基地内（別図第1のとおり。）16か所に16名（別図第1に示すP1、P6、P11は、雑踏警備業務検定2級以上の資格保有者）を配置する。

4) 基地外交通誘導要員として官側が示す基地周辺（別図第2、3、4のとおり）78か所に78名（別図第2、3、4に示すP39、P41、P50、P52、P54、P59、P69は、交通誘導警備業務検定2級以上の資格保有者）を配置する。

2. 2 実施事項

契約相手方は、次に掲げる事項を関連法令遵守のうえ実施するものとする。

件 名	航空祭における保安検査及び交通誘導役務
-----	---------------------

a) 責任者の業務

基地内警備責任者及び基地外警備責任者は、各要員の配置状況、勤務、休憩等の総括業務を行う。その際の通信手段は、契約相手方が準備するものとする。また、保安検査及び交通誘導要領の細部について官側の担当者と調整し、各要員への指示を行うものとする。

b) 保安検査要員の業務

- 1) 保安検査場（別図第5、6、7のとおり。）の各レーンに、契約相手方が準備する携帯型金属探知器を1個及び各保安検査場に予備として各2個（計41個）配備する。
- 2) 保安検査要員は、金属探知器係及び手荷物検査係の2名1組で行うものとする。
- 3) 金属探知器係は、来場者に対して金属探知器による身体検査を実施するほか、身体検査に併せて官側が準備するカウンターを使用し、各レーンの来場者数を掌握するものとする。
- 4) 手荷物検査係は、来場者が基地内に持ち込む所持品及び荷物（中身を含む。）を目視により確認し、銃砲刀剣類所持取締法に定められた危険物及び小型無人機（ドローン）のほか、官側が示す持ち込み禁止物の有無を確認する。
- 5) 入場者数の減少により、官側から保安検査場のレーン削減の指示を受けた場合は、そのレーンに配置されていた保安検査要員は、退場者の整理誘導を実施する。

c) 交通誘導要員の業務

- 1) 基地内交通誘導要員は、基地内道路上における来場者の交通誘導及び立入禁止区域への進入を阻止する。
- 2) 基地外交通誘導要員は、基地周辺における来場者の交通誘導及び渋滞を緩和のための交通整理を実施する。
- 3) 駐車場までの案内において、契約相手方が準備する看板7枚及び官側が準備する看板3枚を使用し誘導するものとする。

なお、契約相手方が準備する看板の仕様及び看板を用いて誘導するポストについては別図第3、4のとおりとする。

d) 人員の配置要領

- 1) 契約相手方は、当該誘導役務に係る人員の配置において必要な輸送を実施するものとする。

件 名	航空祭における保安検査及び交通誘導役務
-----	---------------------

2) 契約相手方は、人員の配置について、基地外警備責任者及び基地外交通誘導要員においては履行日当日の0600、基地内警備責任者、基地内交通誘導要員及び保安検査要員においては履行日当日の0700までに配置を完了するものとする。

e) 服装及び装具

契約相手方は、配置する人員に警備業法第16条により公安委員会に届け出た制服を着用させるものとする。その他、当該誘導役務に必要な装具は契約相手方が準備するものとする。

2. 3 提出書類

1) 計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに官側と調整した上で当該誘導役務に係る計画書（様式任意）を作成し、監督官に提出するものとする。

2) 計画書記入項目

ア) 人員の配置場所、人員及び勤務計画表（休憩時間も含む。）

イ) 人員の氏名及び保有する警備資格

3 監督検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施する。

4 その他

4. 1 本役務において知り得た情報は、他者に漏えいすることなく情報保全に万全を期するものとする。

4. 2 契約相手方は、業務上の安全又は危険予防に関し万全を期するとともに、第三者とのトラブル防止に努めるものとする。

4. 3 当該誘導役務実施に伴い、契約相手方と第三者との間に発生した事故及びトラブルについては、契約相手方の責任において対処するものとする。

4. 4 本仕様書は、履行目的以外に使用してはならない。

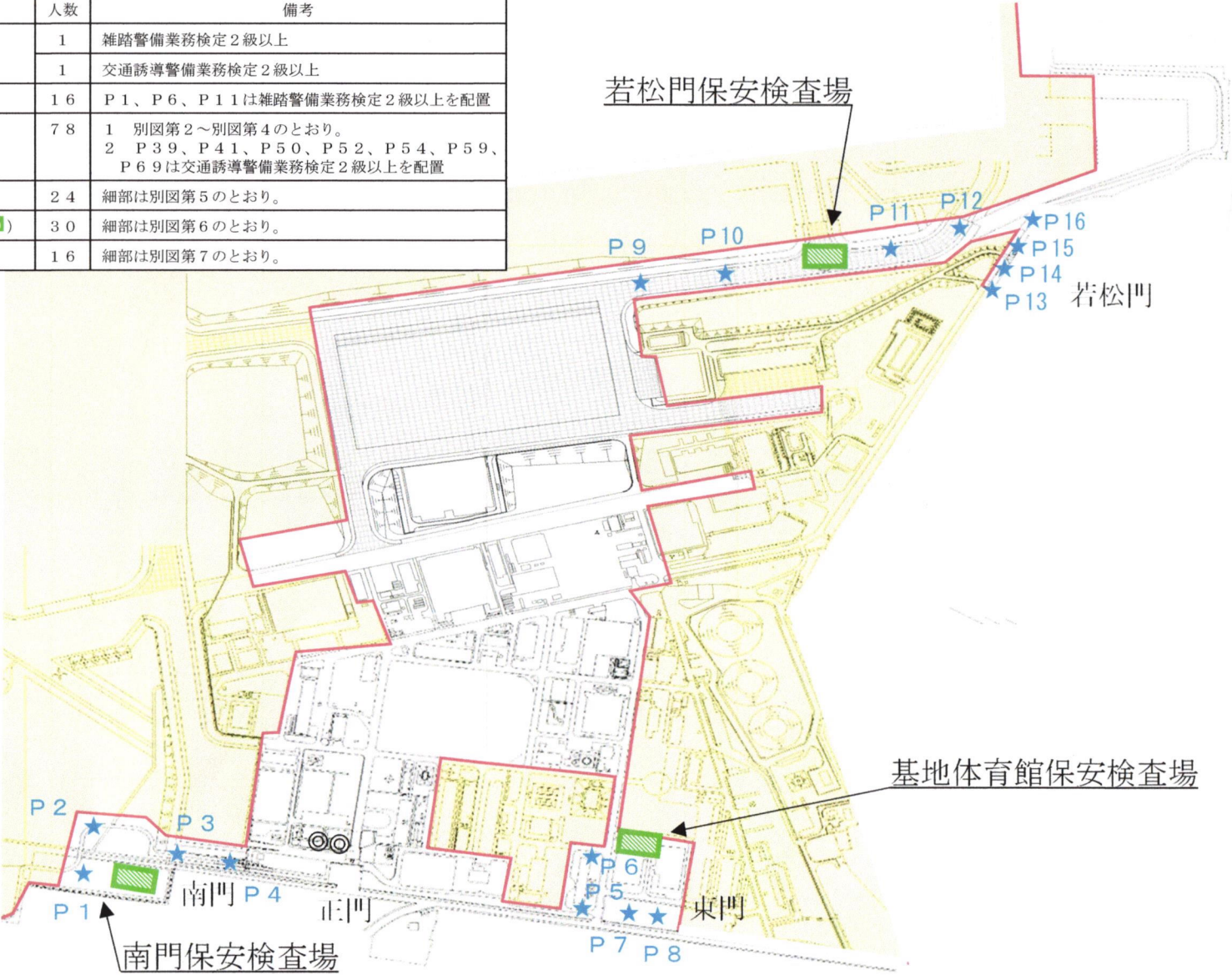
4. 5 本仕様書に記載されていない事項で、関連法令上当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令に基づき実施するものとする。

4. 6 本仕様書に明示されていない事項、その他不明な事項及び誘導役務実施中に疑義が生じた場合については、監督官と調整し、指示を受けるものとする。

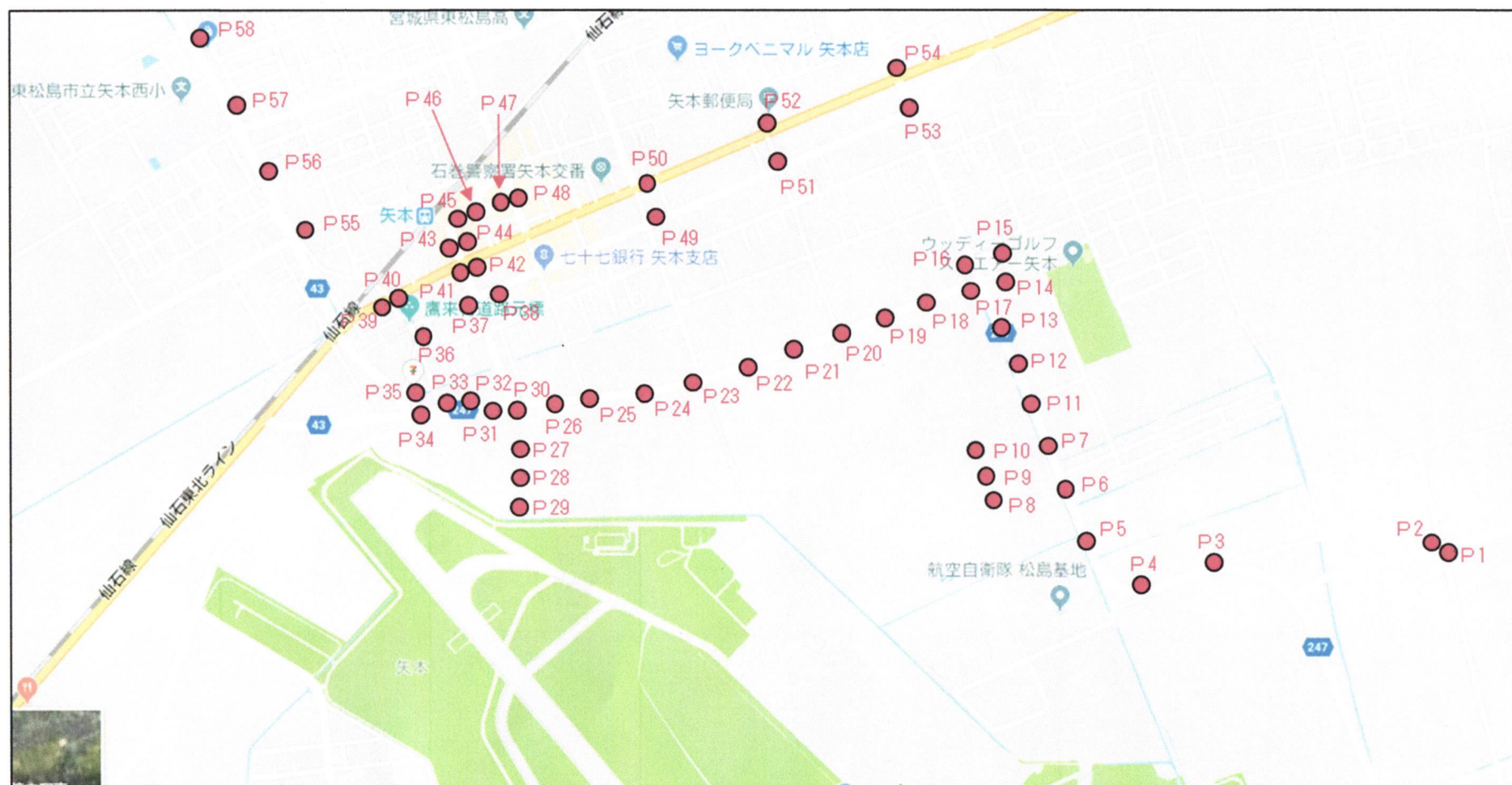
誘導役務配備図

区分	配置場所名	人数	備考
基地内警備責任者	警備隊本部 (◎)	1	雑踏警備業務検定 2 級以上
基地外警備責任者		1	交通誘導警備業務検定 2 級以上
基地内交通誘導要員	基地内道路上 (★)	16	P 1、P 6、P 11 は雑踏警備業務検定 2 級以上を配置
基地外交通誘導要員	基地外道路上 (●)	78	1 別図第 2 ～別図第 4 のとおり。 2 P 39、P 41、P 50、P 52、P 54、P 59、 P 69 は交通誘導警備業務検定 2 級以上を配置
保安検査要員	若松門保安検査場 (■)	24	細部は別図第 5 のとおり。
	基地体育館保安検査場 (■)	30	細部は別図第 6 のとおり。
	南門保安検査場 (■)	16	細部は別図第 7 のとおり。

凡例
立入禁止区域



基地外交通誘導要員配備図 1（基地周辺）



凡例

● 基地外交通誘導要員 × 58 人

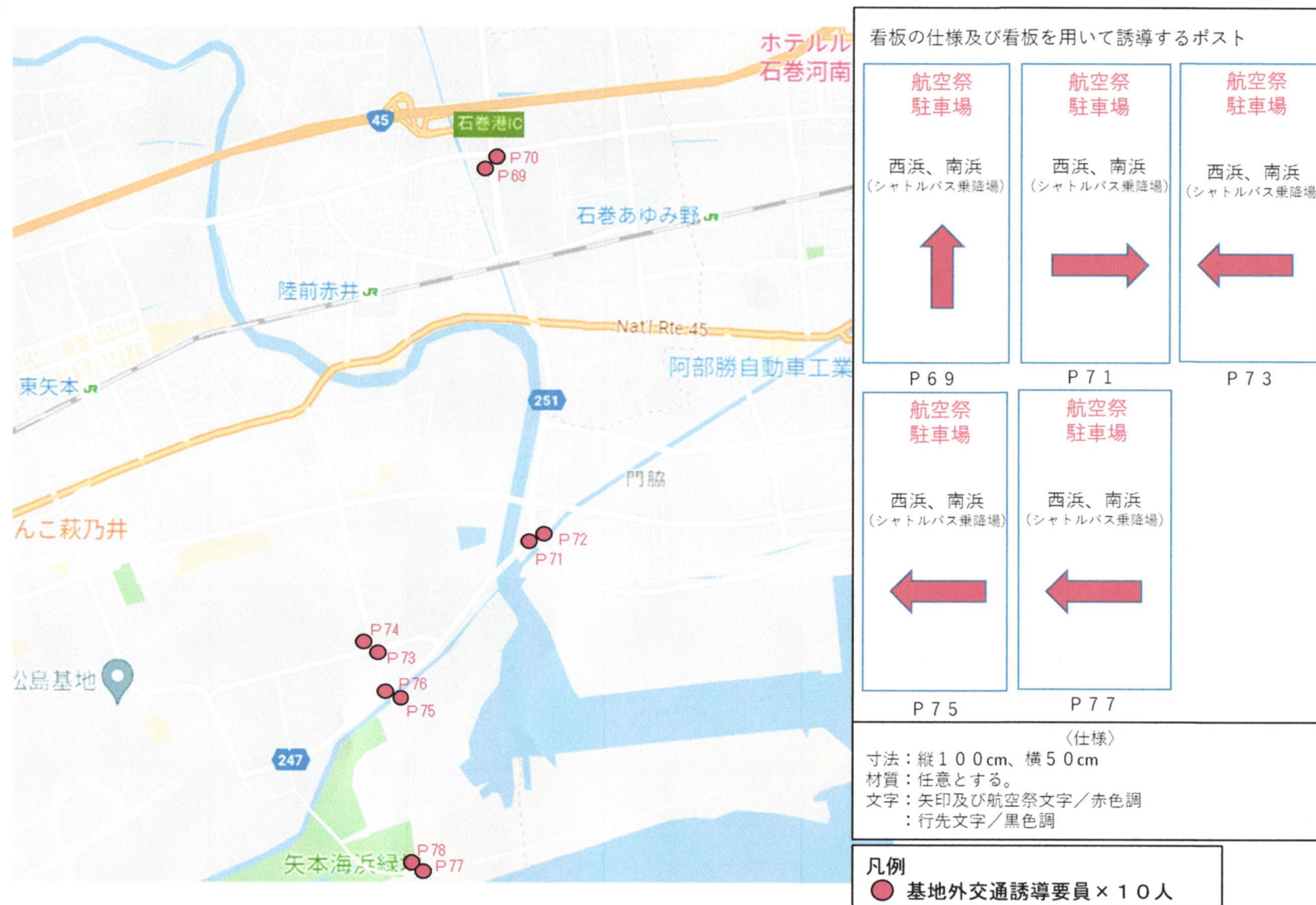
基地外交通誘導要員配備図 2 (矢本 I C 付近)



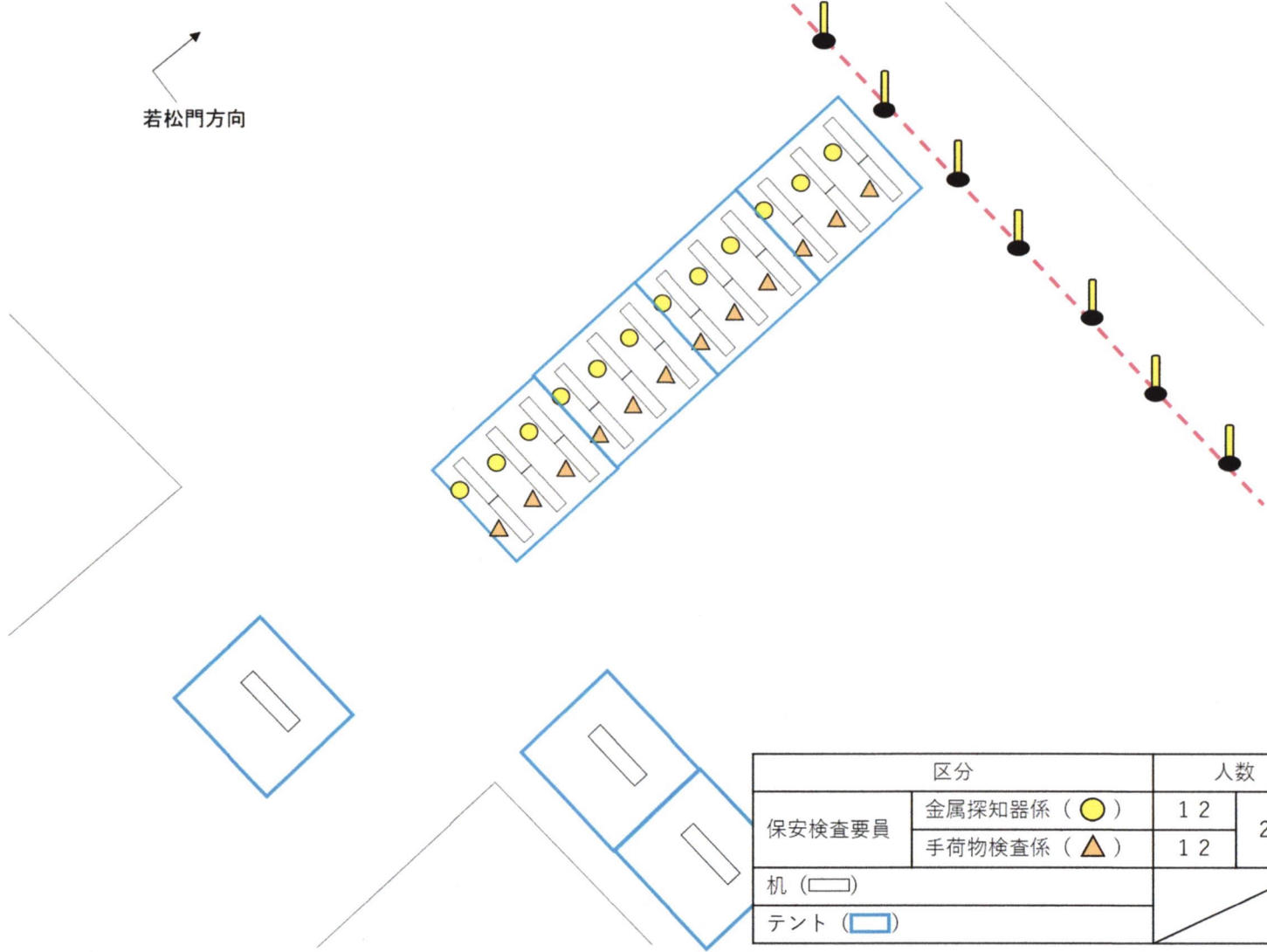
凡例

● 基地外交通誘導要員 × 1 0 人

基地外交通誘導要員配備図 3（石巻港 I C 付近）



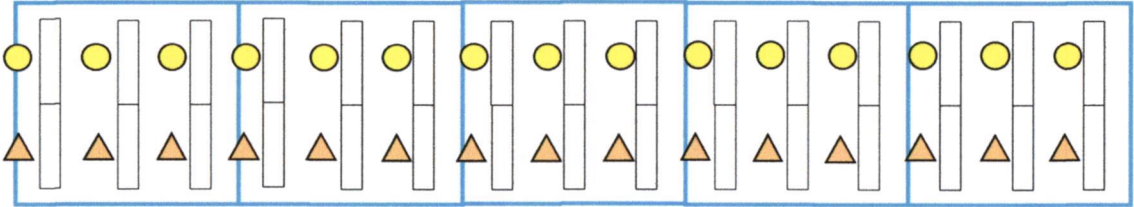
保安検査要員配備図 1（若松門）



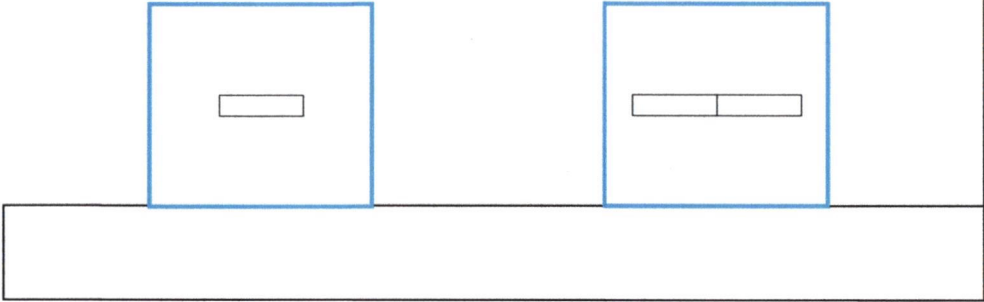
保安検査要員配備図 2（基地体育館）

区分		人数	
保安検査要員	金属探知器係（●）	15	30
	手荷物検査係（▲）	15	
机（□）			
テント（□）			

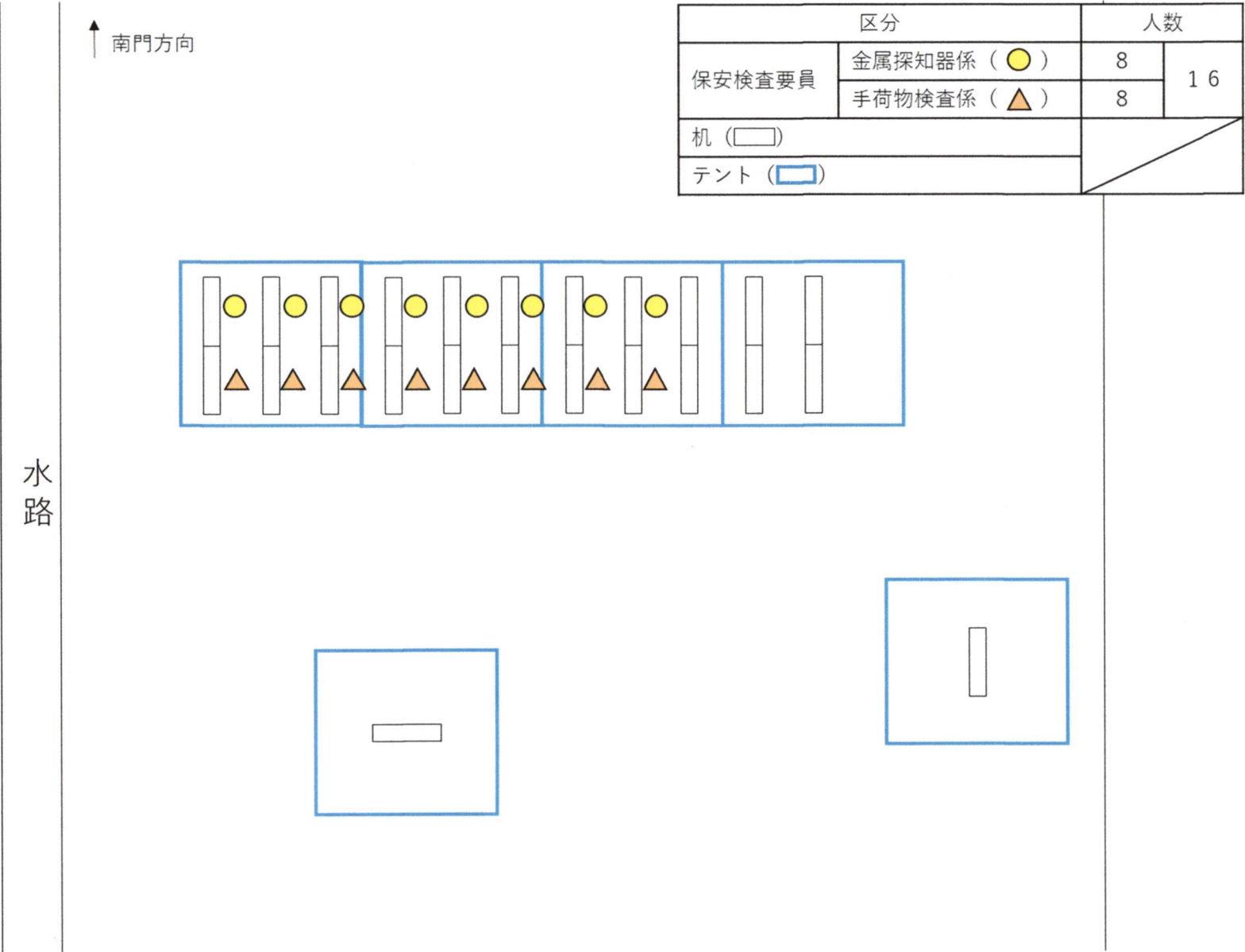
東門方向 ↗



体育館



保安検査要員配備図 3（南門）



航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品 名 又は 件 名	航空祭における駐車場誘導及びシャトルバス誘導役務	松基LPS-X00859-1	
		承 認	令和4年6月23日
		作 成	令和4年6月23日
		改 正	令和5年6月29日
			令和 年 月 日
		作成部 隊等名	4空団基地業務群4防隊

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、航空自衛隊松島基地航空祭（以下「航空祭」という。）における駐車場誘導業務及びシャトルバス誘導役務（以下「誘導役務」という。）について適用する。

1. 2 用語の定義

a) 検査官

契約担当官が、誘導役務について検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。

b) 監督官

契約担当官が、誘導役務について監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。

1. 3 引用法令等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 警備業法（昭和47年法律第117号）

b) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20条）

件 名	航空祭における駐車場誘導及びシャトルバス誘導役務
-----	--------------------------

2 役務に関する要求

2. 1 委託業務の概要

a) 目的

- 1) 航空祭に伴う基地内への来場車両を基地内駐車場まで誘導し、来場者及び基地の安全を確保する。
- 2) 基地外駐車場から基地内へ運行されるシャトルバスを、基地内の乗降場所へ誘導することでシャトルバスの円滑な運行を図るとともに、来場者の安全を確保する。

b) 履行日及び時間（基準）

令和5年8月27日（日） 0700～1800（休憩時間も含めた時間）

c) 休憩時間

労働基準法第34条に基づき、適切に休憩するものとする。

d) 履行場所

航空自衛隊松島基地内

e) 人員の配置等

1) 駐車場誘導業務

駐車場責任者（交通誘導警備業務検定2級以上の資格保有者）1名を官側が示す駐車場本部1か所に、駐車場誘導係（資格保有の有無は問わない。）26名を官側が示す駐車場9か所に、計27名を別図第1のとおり配置するものとする。

2) シャトルバス誘導業務

シャトルバス誘導責任者（交通誘導警備業務検定2級以上の資格保有者）1名を官側が示すシャトルバス本部1か所に、シャトルバス誘導係（資格保有の有無は問わない。）6名を官側が示す誘導位置1か所に、計7名を別図第2のとおり配置するものとする。

2. 2 実施事項

契約相手方は、次に掲げる事項を関連法令遵守のうえ実施するものとする。

a) 事前教育

契約相手方は、履行日前に配置する要員に対して当該役務の配置時における誘導要領を教育するものとする。

b) 駐車場責任者及びシャトルバス誘導責任者の業務

駐車場本部及びシャトルバス本部に配置する各責任者は、配属された各誘導係の人員配置、勤務、休憩等の統括業務を行う。その際の通信手段は契約相手方

件 名	航空祭における駐車場誘導及びシャトルバス誘導役務
-----	--------------------------

が準備する。また、誘導要領の細部について官側の担当者と調整し、各誘導係への指示を行うものとする。

c) 駐車場誘導係の業務

- 1) 駐車場誘導係は、来場者の車両を来場者の区分に応じた駐車場まで誘導するものとする。
- 2) 駐車場誘導係は、担当する駐車場が満車となった場合は、速やかに責任者を通じて官側に連絡し、指示を受けるものとする。
- 3) 駐車場誘導係は、駐車場から出ようとする車両の動きに注視し、安全確保に必要な整理誘導を行うものとする。

d) シャトルバス誘導係の業務

- 1) シャトルバス誘導係は、官側が用意するシャトルバス停車位置において、来場者が安全にシャトルバスに乗り降りできるよう来場者を誘導する。シャトルバス経路及び停車位置は別図第2のとおりとする。
- 2) シャトルバス誘導係は、シャトルバスから降車した来場者及びシャトルバスに乗車する来場者が、安全に移動できるよう来場者経路上で誘導する。来場者経路は別図第2のとおりとする。

e) 人員の配置要領

- 1) 契約相手方は、当該役務の履行において、必要な輸送を実施するものとする。
- 2) 契約相手方は、人員の配置を履行日当日の0700に完了するものとする。

f) 服装及び装具

契約相手方は、配置する要員に警備業法第16条により公安委員会に届け出た服装を着用させるものとする。その他、当該委託業務に必要な装具は契約相手方が準備するものとする。

2. 3 提出書類

1) 計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに官側と調整した上で、当該誘導業務に係る計画書（様式任意）を作成し、監督官に提出するものとする。

2) 計画書記入項目

- ア) 人員の配置場所、人員及び勤務計画表（休憩時間を含む。）
- イ) 人員の氏名、保有する誘導資格

件 名	航空祭における駐車場誘導及びシャトルバス誘導役務
-----	--------------------------

3 監督検査

監督及び検査は、契約担当官が定める監督・検査事務処理要領により実施する。

4 その他

4. 1 本役務において知り得た情報は、他者に漏えいすることなく情報保全に万全を期するものとする。

4. 2 契約相手方は、業務上の安全又は危険予防に関し万全を期するとともに、第三者とのトラブル防止に努めるものとする。

4. 3 当該誘導役務実施に伴い、契約相手方と第三者との間に発生した事故及びトラブルについては、契約相手方の責任において対処するものとする。

4. 4 本仕様書は、履行目的以外に使用してはならない。

4. 5 本仕様書に記載されていない事項で、関連法令上当然実施しなければならない事項については、契約相手方が関連法令に基づき実施するものとする。

4. 6 本仕様書に明示されていない事項、その他不明な事項及び誘導役務実施中に疑義が生じた場合については、監督官と調整し、指示を受けるものとする。

駐車場誘導係配備図

区分	配置場所名等	人数	備考
駐車場責任者	駐車場本部	1	交通誘導警備業務検定 2 級以上
駐車場誘導係	①	2	
	②	1	
	③	3	
	④	2	
	⑤	3	
	⑥	1	
	⑦	2	
	⑧	9	
	⑨	3	
合計		27	交通誘導警備業務検定 2 級以上 1 名

駐車場責任者 × 1
(駐車場本部内)



シャトルバス誘導係配備図

